

資料 5

平成26年10月29日
函館市子ども・子育て会議資料

(仮称)函館市子ども・子育て支援事業計画素案(たたき台：後半部分)への意見・質問に対する考え方等について

ページ	項目	意見・質問	意見・質問に対する考え方等	所管
116	スクールゾーン、幼児ゾーン 警戒標識の設置	毎年5本ずつ設置するのではなく、必要であればもっと多く設置すべきではないのか。	区域ごとの警戒標識設置数は要綱で規定されており、現在、既存のゾーン内の必要本数は確保されている。近年は、経年劣化で腐食が激しいものから順に毎年5本程度建て替えを行っている。 なお、新規にゾーンが設定された場合には、優先的に当該区域に警戒標識を設置するよう対応している。	交通安全課
117	通学路の安全対策	①通学路の設定基準は、どのようになっているのか。 (安全対策への設定基準はあるのか。) ②通学路の安全対策につき陳情しているが回答や説明がない。可否に関わらず、回答などをしてほしい。 ③陳情する場合、どういうルートがあるのか。 (市教委にすればよいのか。)	①学校保健安全法および国の通知等に基づき、学校においては安全な通学路を設定する必要があり、教育委員会はその報告を受け確認する義務を有する。具体的には、「通学路の条件として、できるだけ歩車道の区別がある。区別がない場合、交通量が少ない幅員が児童生徒の通行を確保できる」等の指針が示されている。 ②教育委員会では、毎年、各小中学校の登下校時の途上における危険箇所を集約し、関係機関へ改善要望してきている。平成26年度には、道路管理者、警察、学校、PTA、町会および市関係者で構成する「函館市通学路安全対策会議」を設立し、危険箇所の合同点検を実施するなど対策を検討する取り組みを進めており、結果については、学校へ回答することとしている。 ③②の各学校への調査は、毎年6月ごろに行っているが、緊急を要する場合などは、随時、学校を経由して教育委員会へ連絡してほしい。	保健給食課
118	交通安全教室の開催	自転車の車道の走り方など、自転車の乗り方に関する教室を開催してほしい。(道警に働きかけてほしい。)	現在、当課では、小学校、中学校および高校で年間約190回交通安全教室を実施しており、そのうち約90回の教室では、交通安全全般に関する講話のほか、小学生(中・高学年)に対しては「自転車の安全な乗り方」を、中・高校生に対しては、特に「歩行者に配慮した自転車の乗り方」を中心に話している。なお、警察においても一部の高校を対象に実施しており、今後も連携を図って実施してまいりたい。	交通安全課
119	チャイルドシート安全利用の普及活動	安全教室を開催しても、人が集まりづらいので、例えば幼稚園の入園式など人が集まる所で実施してほしい。	市では、これまで園や保護者の理解を得て親子交通安全教室を実施しているが、限られた園での実施に留まっており、今後も拡充を図る必要がある。また、園の既存行事中での開催は、時間的な制約や目的の違いから、受け入れが難しい状況にあり、園の協力が必要不可欠である。 こうしたなか、入園式、参観日など保護者が集まる機会に、園や保護者団体側から出前講座として開催の申し込みをいただければ、他の教室との調整のうえでできる限り対応したいと考える。	交通安全課

ページ	項目	意見・質問	意見・質問に対する考え方等	所管
120	5 安心して外出できる環境の整備	「バリアフリー化」、「ソフト」、「ハード」など、難しい言葉ではなく、一般市民が読んで分かりやすい言葉で表現すべきである。(無理なら注釈を付けてほしい。)	「バリアフリー」は一般的に使われている言葉であり注釈で対応します。(他の項目でも使用しており、最初の掲載時に注釈をつける) 「ソフト」、「ハード」などの言葉については、定義が曖昧な部分もあるので、【現状と課題】を別紙のとおり修正します。(地域福祉課) (2) 子育てバリアフリー情報提供の充実での表現については、市民の皆様にはわかりやすい表現に変更します。 ※変更後は別紙(案)を参照(次世代育成課)	地域福祉課 次世代育成課
122	「すくすく手帳」の発行	表紙がごつい。バインダー式のためバックに入らないなど、以前のもので比較して使いづらい。再検討してもらいたい。	現在はバインダー式を取りやめA5版サイズで発行しており今後も同サイズで発行したいと考えております。	次世代育成課
123	街路灯設置費補助事業 街路灯電灯料補助事業	街路灯が不足している地域が見られる。 市の責任で再点検して、足りない地域には、町会に働きかけて、設置してもらうことが大事ではないか。	街路灯は町会が設置・維持管理を行っており、毎年、市から町会に次年度の新設・取替計画を照会し、施工後に補助金を支出している。街路灯は約2万3千灯あるが市内全域を市が再点検し、設置を働きかけることは、市の財政・人員負担が大幅増となることから、地域の実情に詳しい町会が維持管理し、計画的に設置する現行の手法が有効であると考えます。	市民・男女共同参画課
127	第5 仕事と生活の調和の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)については、企業への指導など難しい面がある。 したがって、啓発活動だけでなく、本会議として具体的な取組(例えば市として条例を策定するなど)を盛り込むべきではないか。	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現は、子どもを生み育てやすい環境づくりのためには不可欠であり、非常に重要なことだと認識しております。 「仕事と生活の調和憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を定めるなど、国を上げてあげて取り組んでおりますが、旧態依然の職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識、さらには厳しい雇用環境などの問題もあり、国をはじめ多くの自治体で対応に苦慮しております。 実現に向けては、国や道、企業、労働者団体、子育て支援団体などと連携したうえで社会全体の意識改革を図るとともに、保育サービスや育児休暇制度の充実など、さらなる取組が必要であります。 このようなことから、本計画素案におきましては、新たに親子または子どもたちを対象とした参加・体験型の事業の検討化を盛り込んでおり、親子で触れ合いながら、親には家庭の大切さを再認識してもらい、子どもには働くことの楽しさや大変さを体験できるような事業にしていきたいと考えておりますので、ご理解願いたい。	子ども企画課
127	第5 仕事と生活の調和の実現	原案は、ほぼ100%「次世代育成支援後期計画」と変化がないが、函館市にとっては、今、「安心して子どもを生み育てていくことができるまちづくり」が最大の課題であり、それに向かっての一段進んだ取組が欠かせない。 行政：子ども未来部がリードして全庁的な取組 経済界、労働界の具体的な取組 市民みんなの意識改革 ※全市挙げて取り組む姿勢を示すべきである。		
135	函館市要保護児童対策地域協議会	横の繋がりが大切であり、更なる連携の強化を図るべきである。	関係機関との連携をより一層強化していきたい。	次世代育成課

ページ	項目	意見・質問	意見・質問に対する考え方等	所管
136	(仮称)DV被害者 同伴児童等サポート 事業	本事業には期待しており、事業化を検討するのではなく、事業を推進していただきたい。	当課としても、DV被害者の同伴児童等に対する支援は重要であると認識しており、本事業の実施に向け取り組んでまいります。	子育て支援課
138	2 障がい児施策の充実	はこだて療育・自立支援センターは、道南全体を対象にしている。中には、4か月くらい待機する場合もあるが、待機期間が短くなるようなセンターのあり方というものを、道の支援等も含めて考えていただきたい。	療育・自立支援センター診療所における外来診療は、家族のほか関係機関、医療機関からの申込み紹介も多く、また、再診患者の増加とも相まって、開設後2年を経過し、初診までの待機期間は4か月以上となっている状況が常態化しつつあります。 初診待機期間の短縮を図るためには、医師の配置、診察室の構造などの課題があり、直ちに抜本的な解決を図ることは困難な状況ではありますが、継続して検討すべき課題であると考えています。 今後は、初診待機期間の短縮に対応するために、適切な初診枠を設定するとともに、再診枠を含めた診療枠全体の柔軟な運用を行い、必要時に速やかに診療できる体制をつくるとともに、初診待機児童の保護者へのケアなどの実施を検討していきたいと考えています。	はこだて療育・自立支援センター
138	2 障がい児施策の充実	グレーゾーンの児童の対策は、文書にしづらいと思うが、どのように考えているのか。	乳幼児健康診査等により発見された発達の遅れが気になる子（学齢前児童）については、母子保健課の保健師や幼稚園・保育園の発達支援コーディネーター等が、保護者に対して児童発達支援の利用を促し、日常生活や集団生活への適応訓練等を行えるよう、早期療育に努めていく。(障) グレーゾーンの児童は、早期発見・早期療育により発達を促すことが重要と考えることから、乳幼児健診等で早期把握に努め、保健師等が保護者の不安等を解消するとともに、必要に応じて専門医療機関や療育機関等の受診・相談をすすめたり、育児環境を整えるなどの支援を行っている。(母)	障がい保健福祉課 母子保健課
140	(2) 一貫した総合的な 障がい児施策の推進	保護者が少しでも安らげられる日があるよう、病気の児童を一時的に預かる事業への医療機関も含めた積極的な支援の充実を望む。	医療行為が必要な障がい児が利用できる施設がないことから、医療型短期入所サービス事業所の整備が求められているが、現在、対応可能な医療機関は無く、対応に苦慮している。	障がい保健福祉課
143	特別支援教育に関する 研修の充実	年に何回研修を実施しているのか。	平成25年度 10回開催(平成26年度 14回開催予定)	南北海道教育センター
144	放課後児童健全育成 事業における障がい児 保育	グレーゾーンの児童や障がい児がいる学童保育所では、受け入れと学童保育所の職員の加配等、課題が多々ある。 研修についても、年2回あるが大変である。	現在、障がいのある児童をうけいれている学童保育所に対しては、委託料を加算しており、研修についても障がい児保育に関する研修を年2回行い各学童保育所の全指導員に受講いただくよう依頼しております。障がい児の受け入れには様々な課題があることは認識しておりますので、今後国の交付金の算定方法等を見据えながら検討したいと考えております。	次世代育成課

ページ	項目	意見・質問	意見・質問に対する考え方等	所管
146	(1) 子育て・生活支援の充実 【現状と課題】	ニーズ調査結果の表であるが、無回答が53.3%の表を記載する必要があるのか。 調査の仕方が気になる。	ニーズ調査については、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく本計画策定にあたり、子育て家庭の現状やニーズ、子どもの生活実態などを把握するため、国の基本指針等に基づき実施したところでございます。 本設問は、母子・父子・寡婦家庭の世帯者に対する調査の中の設問であります。対象者（回答を求めた者）が就学前および小学生の子どもの方のみであり、その他の方については無回答との取扱いをしたことから、このような結果となっております。 したがって、実質的な無回答者は少ないと推察されますが、次回の調査時には対象者数を把握可能な設問にしたいと考えておりますことから、ご理解願いたい。	子ども企画課
147	母子家庭等の保育所優先入所	保育所優先入所は、何歳児と決まっているのか。	優先入所の年齢は決まっていますが、国の最低基準により年齢ごとの保育士人数や面積基準が定められているため、基準を満たす受け入れ可能人数を勘案し決定しています。	子ども企画課
149 ～ 150	(2) 就業支援の充実	パートは夜にあるが、時間帯が子育て家庭にやさしくないのではないか。	保護者が、子供の養育が一時的に困難な場合に、施設で短期間預かるショートステイ事業や、夜間や休日に養育が困難な場合に、施設で保育するトワイライトステイ事業を委託により実施しています。 また、24時間開所している認可外保育施設についてホームページ等で情報提供しています。	子育て支援課
153	遺児手当	①父および母を失ったとは、病死の場合も含まれるのか。 その際、片親のみ病死の場合でも含まれるのか。 支給は遺児が18歳になるまでか。 ②周知方法はどのようなものか。	①父および母を失った場合は、死亡原因は問いません。 また、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある遺児が対象となります。 ②ひとり親家庭のしおりやホームページ等により周知しています。	子育て支援課
153	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	貸付金の返済状況は、どのようになっているのか。	本事業は、平成17年10月に函館市が中核市になったことにより、北海道から引き継いで行っている事業であり、徴収にあたっては、電話や訪問による催告や口座振替の奨励などを行っております。また、平成23年度より、債権回収対策室と連携し支払督促などを実施するなど、徐々にではあるが収納率は向上しているものの、全国的に見ると低い状況にあります。 (平成25年度収納率：現年分73.0%、滞納繰越分8.2%)	子育て支援課
159	(2) 医療費等の助成、軽減の実施	学童保育への助成の項目を増やしてほしい。	学童保育に関しては、現在市として低所得世帯の負担軽減などの取り組みは行っておりませんが、標準モデルの中でそのようなあり方について検討しているところです。	次世代育成課
159	保育所保育料の軽減	幼稚園の無償化や5歳児からの無償化など言われておりますが、今後は、函館市としてできる範囲の中で支援をして頂ければ幸いです。	新制度では保育料算定方法が変更となりますが、今後も低所得世帯等に配慮しながら、保育料の軽減に努めてまいりたいと考えております。	子ども企画課

ページ	項目	意見・質問	意見・質問に対する考え方等	所管
160	(3) 就学に係る費用の助成、軽減の実施【現状と課題】	①助成を行うことが求められているが、個別事業に繋がっているのか。 ②求められているのではなく、推進するではないか。	教育費の負担は非常に大きいことから、各制度の継続はもとより、新たな施策についても、今後、本市の状況を勘案したうえで支援のあり方も含め、検討したいと考えておりますので、ご理解願いたい。	子ども企画課
(全体を通して)		市の全ての乳幼児、児童に係る施策、計画には、「乳幼児教育」を文言で加えてほしい。 ※「乳幼児教育」について 0歳児の途中、自分で動きまわるころから、もう「幼児教育」を始めなければならない。 一つひとつ、体で覚えていくころから、どう対応していくか、単に身の安全だけではなく、どう覚えさせ、経験させていくか手段、方法は、教育の範疇である。	未満児でも、発達をしていくということを、教育的な見地から見ることできるのかもしれないが、保育という言葉の中で教育的な部分も含めて養護していくというふうに捉えております。 教育と保育を分けがたい一体不可分のところがあって、それを含めて保育という言葉の中で表現をしているという未分化の部分があるという捉え方が通例であり、決して教育的な要素がないということではないが、社会通念上、保育教育というのは3歳を一つの分岐点というふうに使っておりますことから、ご理解願いたい。	子ども企画課
(全体を通して)		平成25年度の実績だけでなく、目標値が記載されていないものも多くなる。減らすことなく、維持する方向で行ってほしい。	事業によっては、目標値を設定することが難しいものや馴染まないものがございますが、本計画の趣旨に基づき、可能な限り各種制度の充実に努めてまいりたいと考えております。	子ども企画課
(全体を通して)		就学前児童で、何の施設にも行っていない児童のケアをどうするのかという施策も取り入れていくべきではないのか。	現在は、乳幼児健診の保健指導時に保健師から集団保育の重要性を保護者に指導しているほか、健診未受診児については幼稚園・保育所等の利用状況を随時確認している。また、発達の遅れや養育等の問題による経過観察児については、保健師が適切な集団保育の利用を勧めるなどの支援を行っている。	母子保健課
(全体を通して)		この計画の目玉がほしい。	本計画は、現行の次世代育成支援後期行動計画の後継として位置づけており、「子どもたちが輝き ばかりにあふれるまち はこだて」という基本理念をしっかりと受け継ぐなかで、きめ細かな施策展開のもと、市民総ぐるみによる子育て支援や子どもを生き育てやすいまちづくりを目指していくこととしており、このことが、これまでも、そして、これからも時代を超えて普遍的に続いていくものであり、まさしく本計画の大きな特徴であると考えております。	子ども企画課
(その他)				
		記録を取る委員は、記録を取ることに集中するので、なかなか発言することができないことから、グループ協議の際には、事務局より一人入って記録を取ってほしい。	そのような方向で検討してまいりたい。	子ども企画課

P. 138 4 安心して外出できる環境の整備

(1) 公共的施設のバリアフリー化の推進

【現状と課題】

「函館市福祉のまちづくり条例」に基づき、多くの市民が利用する公共的施設について整備基準を定め、妊婦をはじめとするすべての人が無理なく利用できるようにするほか、民間の公共的施設に対しては「福祉のまちづくり施設整備費補助制度」により整備費の一部を市が補助するなど、公共的施設のバリアフリー化の推進に取り組んでいます。利用の促進を図るため制度のさらなる周知が必要となっています。

また、すべての人が公共施設を安心して円滑に利用するためには、施設整備の面だけではなく、相手の気持ちになって考え、お互いに支え合う、いわゆる「心のバリアフリー」化に向けた取組みの推進が求められています。

【施策の方向】

函館市福祉のまちづくり条例の理念の普及・啓発を図りながら、公共的施設の整備や「心のバリアフリー」化の推進に取り組んでいきます。

P. 140 (2) 子育てバリアフリー情報提供の充実

【現状と課題】

妊婦や乳幼児連れの保護者等が安心して外出できるよう、子育て世帯に優しい設備や配慮のある施設等に関する情報（「子育てバリアフリー情報」）の提供が求められており、現状把握に基づく適切な情報提供が必要です。

【施策の方向】

授乳やおむつ替えができる設備のほか、子育てサロンや児童館、民間施設内の子どもの遊び場など、子育て世帯に優しい設備や配慮のある施設について、現状を把握し、情報提供に努めていきます。